

中山間地域農業農村総合整備事業実施要領別紙 (中山間地域総合整備事業及び実施計画等策定事業に係る運用)

第1 趣旨

要綱第2の1に掲げる中山間地域総合整備事業（以下この別紙において「総合整備事業」という。）及び要綱第2の2に掲げる実施計画等策定事業（以下この別紙において「実施計画等策定事業」という。）の運用については、要綱及び中山間地域農業農村総合整備事業実施要領（以下この別紙において「要領」という。）本文によるほか、この運用の定めるところによる。

第2 事業の内容

総合整備事業において、要領の別表に掲げる事業種類のうち、留意すべき事業種類の細目等は、次のとおりとする。

1 農業生産基盤整備事業

（1）要領の別表の事業内容のうち「これに準ずる施設」とは、粗放的管理区域における農業用排水施設整備事業にあっては排水路工、農道整備事業にあっては管理用道路とする。

（2）農業用排水施設整備事業

高付加価値農業の営農に必要な用水、排水対策等及び総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の撤去又は移転を実施できるものとする。なお、総合整備事業の事業区域内に既に設置されている高付加価値農業に係る施設の移転については、移転後の施設配置計画の構想が施設の集団化及び土地利用の秩序化に資するものであることとする。

（3）農道整備事業

農道橋等の保全対策については、農業生産又は農村活性化等を目的として利用される施設（以下この別紙において「農業農村施設」という。）の再編に必要なものであって、要領別表区分の欄2の事業種類の欄（7）と併せて実施する場合のみ実施できるものとし、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備や農道機能強化対策面等からの整備水準の向上を図るものであって、以下の条件に適合するものとする。

ア 原則として、都道府県道又は幹線市町村道の路線若しくは区間又は機能と整備される農道のそれとが重複しない範囲において実施されているもので、農業農村整備事業等農林水産省所管事業により農道として造成された路線、地方単独事業であるふるさと農道緊急整備事業により造成された路線及び地域再生法（平成17年法律第24号）に基づき農道として造成された路線を対象とする。

イ 1箇所当たりの事業費は40万円以上とする。ただし、点検診断についてはこの限りではない。

（4）ほ場整備事業

自然環境や生態系の保全に配慮した整備を総合的に実施する場合にあっては、当該整備により創出した用地であり、かつ農業用施設と一体で地域の生態系の維持、保全上必要な用地を取得できるものとする。

（5）暗渠排水事業

総合整備事業で実施する暗渠排水のうち、市町村、土地改良区等が所有するとともに、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条に規定する市町村地域防災計画等において、地域排水機能の発揮により湛水被害の発生防止を図ることが位置づけされているものを地域排水型暗渠排水と称する。

なお、地域排水型暗渠排水を市町村が所有する場合にあっては、行政財産として適切に管理することとする。

(6) 農用地の改良又は保全事業

「農用地の改良」とは、床締め、土層改良、土壤改良等とし、「農地保全事業」とは水食防止、風食防止、鳥獣被害防止等とする。

粗放的管理区域において実施する場合にあっては、承水路工、法面保護工等とする。

(7) 土地基盤の再編・整序化

要領別表の事業内容のうち「再編・整序化に係る土地」とは、耕作放棄地等を従前の土地として非農用地区域内に換地された土地（粗放的管理区域内に換地されたものに限る。）、区画整理により創設された非農用地（耕作放棄地等を不換地又は特別減歩とし、それに見合う創設換地に係るものであって、粗放的管理区域内に創設されるものに限る。）、粗放的管理区域内における耕作放棄地等とする。

以下の施設の整備を対象とする。

ア 用地整備事業

耕作放棄地等に係る土地を農業近代化施設、公用・公共用施設の用地、森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備であり、その内容は、次のとおりとする。

- ① 「農業近代化施設、公用・公共用施設」とは、次に掲げる施設とする。
 - 1) 農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設
 - 2) 地方公共団体が事業実施主体となって、地域住民の生活環境の改善及び地域の活性化に資するために設置する公用・公共施設
- ② 耕作放棄地等に係る土地を森林・放牧地等として利活用するために必要な用地の整備とは、不透水層の破碎、簡易な排水工、客土、盛土、整地、土留工、管理道の設置等とする。ただし、地拵え、植付け、播種、施肥等の森林造成に係るもの除去。

イ 市民農園等整備事業

耕作放棄地等を①又は②に掲げる農用地として利活用するために行うほ場整備その他農用地の改良又は保全のために必要な施設の整備であり、整備の対象は、市民農園開設のため必要な農用地（これと一体的に整備する必要のある周辺農用地を含む。）、農園道、かん水施設、これに附帯する施設等（整地、植生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等）とする。

- ① 市民農園整備促進法（平成 2 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する市民農園の用に供する農用地
- ② 集落農園の用に供する農用地

ウ 生態系保全施設整備事業

耕作放棄地等に係る土地における自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次

のとおりとする。

- ① 「自然環境及び生態系保全機能の増進を図るための施設」とは、石積み、瀬・淵、そだ、捨て石、柵工、動植物保全施設（導水路横断工、透水性道路工等）、動物保育施設（茧ブロック、魚巣ブロック、巣箱、植樹帯等）、緩傾斜護岸、植生、湿地保全等とする。
- ② 「附帯する施設」とは、整備した施設の保全・管理上必要な施設（巡回・管理用道路、安全施設、案内施設等）等とする。

エ 遊水池整備事業

耕作放棄地等に係る土地を周辺の優良農地、土地改良施設等を保全する空間として利活用するために必要な周辺地域からの流水を一時的に貯留する施設及びこれに附帯する施設の整備であり、その内容は、次のとおりとする。

- ① 整備として行う工事は、掘削、護岸工、流入・流出工等とする。
- ② 「附帯する施設」とは、管理施設、安全施設、修景施設等とする。

(8) 埋蔵文化財調査事業

埋蔵文化財調査事業の対象は、要領別表区分の欄1の事業種類の欄（3）、（4）、（6）及び（7）又はこれと併せて行うことにより事業の効率が高められる要領別表区分の事業種類の欄（1）、（2）及び（5）の区域で行う埋蔵文化財調査とする。

2 農村振興環境整備事業

(1) 農業集落道整備事業

ア 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から第3号までに掲げる道路及び同条第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。

イ 幹線市町村道以外の市町村道と路線（あるいは区間）が重複する場合は、道路法第24条の規定に基づく工事として実施するものとする。

また、総合整備事業の施行により、当該農業集落道が幹線市町村道以外の市町村道となる見込みのものについては、あらかじめ当該農業集落道に関する工事の設計、事業計画等について道路管理予定者と協議するものとする。

ウ 農業集落道の事業計画の作成に際しては、あらかじめ関係道路管理者及び関係都道府県の道路担当部局の協議調整を了するよう努めるものとする。

エ 道路附帯施設は待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等の施設、周辺環境の美化等を図るための修景施設等の整備を含むものとする。

オ 修景施設とは植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、遊歩道等とする。

カ 当該施設を整備する場合に当たっては、広幅員の歩道の整備等の高齢者・障害者の利用に資するための整備、法面緑化、植樹、舗装の工夫等の生態系保全及び修景に配慮した整備、防災の観点から避難及び緊急車両の通行に配慮した整備を実施できるものとする。

(2) 営農飲雑用水施設整備事業

家畜の飼育、園芸作物等の栽培（かんがいを除く。）、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備であって、次の事項を内容とするもの。

ア 受益戸数おおむね10戸以上の施設とする。ただし、末端受益は2戸以

上とする。

イ 営農飲雜用水施設の整備に当たっては、その用水の用途に応じて適切な水質を確保するよう留意するものとする。

ウ 人の飲用水等の生活用水については、営農雜用水の水質として水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に定める基準を満たす必要がある場合において付隨的に供給できるものとする。

(3) 農業集落防災安全施設整備事業

ア 「農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設」の運用については、次に定めるとおりとする。

① 農業集落内の排水路等の新設又は変更の事業で共同利用に係るものとする。

② 当該施設を整備するに当たっては、深場、幅広水路、螢ブロック、魚巣ブロック、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施できるものとする。

③ 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 4 条及び第 5 条に規定する一級河川及び二級河川に係る改良工事は、総合整備事業の対象としないものとする。ただし、やむをえず一級河川又は二級河川につき工事を行う必要を生じた場合には、河川法上の所要の手続を踏み、あらかじめ事業主体が河川管理者に協議して許可の見通しが立った後に計画するものとする。

④ 河川法の規定による準用河川に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する場合には、申請に際して都道府県知事を経由する段階において都道府県の河川管理担当部局と農林担当部局との間であらかじめ十分協議するものとする。

⑤ 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条に規定する砂防指定地、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条及び第 4 条に規定する地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域（農林水産大臣が指定する区域を除く。）並びに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条に規定する急傾斜地崩壊危険区域に係る農業集落周辺部や居住区域の雨水の排水に関する農業排水施設のうち、集落内のものの整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

イ アの⑤に掲げる区域に係る農業集落の災害の防止と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備を計画する際は、土砂流出防止、地すべり防止、ぼた山崩壊防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。

(4) 用地整備事業

次に掲げる施設に係る用地の整備の事業とする。

ア 農林水産省所管事業に係る助成又は融資の対象となっている施設であつて、総合整備事業の実施と併せて導入されることが確実であり、かつ、当該施設の管理予定者が定められているか、又は定められることが確実であるものの用に供する用地

イ 地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設、通信交通施設、行政施設等の施設であつて、総合整備事業の実施に併せて、

整備されることが確実であるものの用に供する用地

- ウ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に規定する過疎地域持続的発展計画等において定められた集落移転の事業に必要な移転用地（跡地も含む。）
- エ 市町村老人福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に基づく計画）等に基づく社会福祉施設の整備のため、修景施設を含め高齢者・障害者の利用に資するための整備を行う用地
- オ 防災対策上必要な施設、被災時の仮設住宅等の建設の用に供する用地
- カ がけ地の崩壊、土石流、地すべり等による危険が著しいため、地方公共団体が条例で建築を制限している区域に存する危険集落の移転事業に必要な移転用地（跡地も含む。）

（5）生産・販売・交流・農泊等施設整備事業

施設の整備に当たっては、受益者は3者以上の農業者を対象とし、次に掲げる事項に留意するものとする。

- ア 新たに施設の整備を行う場合は、事業地区内の既存施設の活用や他事業との合築を検討した上で、必要最小限にとどめるものとする。
- イ 廃校等の有効活用できる施設が事業地区内にある場合には、当該施設を改築する等の工夫を積極的に行うものとする。
- ウ 施設の主たる目的が地域の特色を活かした営農の確立及び生産性の向上、農業者の所得確保、地域の維持に関連するものとなるよう留意するものとする。

以下の施設の整備を対象とする。

① 活性化施設

ア 農業・農村の活性化を図るための施設で、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理や地域保全活動の拠点として交流、集会、実習、普及展示その他の文化活動等多目的に利用する施設及びこれらに附帯する駐車場、植生等の施設の整備の事業とする。

イ 活性化施設は地域に密着したものであり適正な利用計画に基づく施設規模のものとし、計画に当たっては関連事業との効率的な組み合わせを検討するものとする。

② 農産物処理加工施設

農産物の処理・加工・冷蔵・貯蔵包装用機械施設等のほか、これらの附帯施設の整備。

③ 農産物集出荷貯蔵施設

農産物の選別・選果用機械、冷却・冷蔵用機械、検査用機械、出荷用機械及び建物、フレコンラック方式、バラ玄米タンク貯蔵方式等を有する米麦貯蔵施設等のほか、これらの附帯施設の整備。

④ 新規就農者等技術習得管理施設

地域の特色を活かし、地域の所得確保に資する農産物の栽培技術・経営管理能力・生活習慣等の知識習得のための実験及び研修用農場の整備、研修用生産施設（温室及び機械施設）及び座学等を行う研修施設、宿泊滞在施設等のほか、これらの附帯施設。

⑤ 地域販売力強化施設

農産物の販売力強化、ブランド化等のために必要な生産・加工施設、販

売戦略（IT 関連）施設、販売促進施設（販売・貯蔵・食材提供用）施設等のほか、これらの附帯施設の整備。

⑥ 交流施設

ア 農業振興活動及びこれに関連する都市交流の場として必要な多目的広場等の整備及びこれに附帯する施設（ベンチ、水飲み場、管理施設、便所、照明施設、植生、駐車場等）の整備。

イ 4に定める計画等と連携を図り事業を実施する場合にあっては、農林水産省所管の事業に係る助成又は融資の対象となっている施設等の高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修を行うことができるものとする。

⑦ 農泊等施設

農作物の収穫等の農作業の体験、農業技術の伝承等のために必要な体験施設、滞在施設及びこれらの附帯施設の整備。

(6) 情報基盤施設整備事業

ア 土地改良施設・集落排水施設等の維持管理に必要な遠隔監視システムの設置又は改造・更新及びこれに関係する情報の伝達に必要な通信線の整備とする。

イ 防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、アに掲げる施設に附帯するものであって、住民及び関係機関の間で緊急時の情報伝達を行うために必要な装置の設置又は改造とする。

(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

① 高収益作物導入等施設整備

高収益作物の導入を支援するのに必要な低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設等のほか、これらの附帯施設の整備。高度環境制御栽培施設、高度技術導入施設の定義は強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第2890号農林水産事務次官依命通知）別記1による。補助対象基準は同要綱に準じる。

② 施設補強整備

防災の観点から当該施設を整備する場合にあっては、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な橋梁等の公共施設の補強を実施できるものとする。

③ 施設集約整備

以下に掲げる要件の全てに該当するものとする。

ア 撤去を行う施設の所有者が、要領第4に定める団体であること。

イ 撤去を行う施設の存する市町村が定める再編計画に基づいて実施される撤去であること。

ウ 撤去を行う農業農村施設の機能が、他施設に集約されること。

エ 撤去された農業農村施設の跡地において、農業生産活動、農業生産基盤の維持管理又は地域保全活動等を目的とした利用が行われる見込みであること。

オ 施設の撤去跡地の整備の対象が、整地、土留め工等であること。

④ 施設環境整備

当該施設の整備にあっては、車いすでの利用を可能とするための改修等高齢者・障害者の利用に資するための建物の改修を行うものとする。

⑤ 集落土地基盤整備事業

ア 非農用地捻出に必要な範囲内において農振白地農用地（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域（以下この別紙において「農用地区域」という。）以外の区域の農用地をいう。）についてその性格に鑑み農用地区域内農用地の整備水準との差ができる限り設けて行うもの。

イ アと一体的に整備することが重要な農用地区域内の農用地を対象とするもの。

(8) 農村資源利活用推進施設整備事業

施設の整備に当たっては、受益者は3者以上の農業者を対象とし、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 農村資源利活用推進施設とは、農村地域における農産廃棄物等の地域資源を熱、電力等のエネルギーに変換し、農村地域に供給する施設とする。

イ 農村地域における農産廃棄物等の地域資源とは、農村地域に現有する太陽熱、太陽光、風、水、温水、ガス等の自然エネルギー資源及び農産廃棄物、家畜ふん尿、集落排水汚泥、生ごみ、間伐材等の有機性資源とする。

ウ 施設の整備は次のとおりとする。

① 農村地域の地域資源を熱、電力等のエネルギーに変換し、農林水産省所管に係る助成又は融資の対象となっている施設に地域資源由来のエネルギーを供給する施設及びこれらに附帯する施設

② ①に付随して市町村、農業協同組合等が事業実施主体となって、地域住民の生活環境改善のために整備する教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のために整備する地場産業振興施設、宿泊・交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源由来のエネルギーを供給する施設

なお、附帯する施設の整備は、敷地整備、構内整備、駐車場の整備、緑化等とし、有機性資源を利活用する施設にあっては、有機性資源の処理、再利用等のための施設とし、高速堆肥化処理施設その他の堆肥化処理関連施設（たい肥舎、たい肥の成分分析に係る機器、家畜ふん尿の処理利用に係る運搬等機械等）、ごみ燃料化施設（固体燃料化施設、炭化施設、ガス化施設等）等とする。

エ 温水、ガス等の地域資源発掘のためのボーリング事業は対象としないものとする。

オ 施設の規模については、概算建設費が発電施設の運営による収入等の見込み額を下回るものとする。

カ 発電施設の運営による収入等とは、売電収入、発電による光熱費削減額、バイオマス等発電施設における肥料販売収入、廃棄物処理費等収入等とする。

3 この要領において「耕作放棄地」とは、おおむね過去2年以上作物が栽培され

ておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されると見込めない農地をいう。

4 2の(5)の⑥のイの計画等とは、次のとおりとする。

- (1) 国土保全緊急支援プロジェクト整備計画（国土保全対策プロジェクト事業実施要領（平成10年12月11日付け10構改D第696号）第2に基づく計画をいう。）
- (2) 農山漁村高齢者ビジョン（農業生産体制強化総合推進対策事業実施要領（平成7年4月1日付け7農蚕第1840号農林水産事務次官依命通知）別表1の4の(3)のイに基づく市町村農山漁村地域高齢化ビジョンをいう。）
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、上記に準ずる地方公共団体が策定した計画

第3 計画の作成

1 要領第5の1の整備計画については、次のとおりとする。

- (1) 整備計画は、別記様式第10号その1により市町村長が作成するものとする。
- (2) 整備計画は、次に掲げる全ての要件を満たす地域に含まれる集落（複数の集落の場合にあっては連続する集落）の区域内を対象として作成するものとする。

ア 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域であること。

イ 農業振興地域の整備に関する法律第6条第1項の規定に基づき指定された農業振興地域（これと一体的に整備することを相当とする農業振興地域以外の区域を含む。）であること。

ウ 要領別表区分の欄1の事業種類の欄(9)を実施する場合は、営農を継続し農業生産性の向上を図る見込みのある農地に耕作放棄地等が介在する地域であること。

- (3) 整備計画においては、区域の設定、整備の方向等に関する基本的な事項を定めるものとする。なお、区域の設定は、生産区域と粗放的管理区域とに区分して設定するものとする。

(4) 市町村長は、整備計画を作成しようとするときは、農業振興地域の整備に関する法律第8条及び第9条に規定する農業振興地域整備計画の達成に努めるとともに、その他の地域計画との調和に配慮するものとする。また、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第1項の市町村の認定を受けた農用地利用規程に従い農用地利用改善事業を実施する団体をいう。以下この別紙において同じ。）その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の意見を聴くものとする。

(5) 市町村長は、整備計画を作成したときは、別記様式第11号により整備計画承認申請書を都道府県知事に提出するものとする。

(6) 都道府県知事は、(5)の規定による申請を審査し、整備計画が次の要件の全てに該当するときは当該整備計画を承認し、別記様式第12号によりその旨を市町村長に通知するものとする。

ア 当該整備計画により整備することが耕作放棄に伴う悪影響の除去又は耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全に資すると認められること。

イ 当該整備計画が優良農地の保全に資すると認められること。

ウ 当該整備計画が地権者その他土地利用の調整に関する団体の意向を反映したものであり、当該整備計画に定められた事業が円滑に推進されると見込まれること。

(7) 整備計画の変更を行うときは、(1)から(6)までの規定を準用するものとする。

(8) 整備計画は、次の観点に即して作成するものとする。

ア 区域の設定

① 生産区域及び粗放的管理区域の設定については、地権者等の意向に基づいて行うものとする。

② これら区域の設定に当たっては、優良農地の確保を図る観点から、地権者及び土地改良区、農業委員会、農用地利用改善団体その他土地利用の調整に密接な関係を有する団体の協力を得て、その円滑な推進に努めるものとする。

イ 整備の方向

① 生産区域

農業の生産に係る土地の生産性の向上を目的とした整備方向を定めるものとする。

② 粗放的管理区域

耕作放棄に伴う悪影響の除去、耕作放棄地の利活用を通じた国土・環境の保全等の視点に立脚した施設等の整備方向を定めるものとする。

2 実施地域の選定及び事業計画の作成に当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 総合整備事業の事業実施地域は、農業生産活動、地域活動等の組織的つながりから判断して、総合整備事業の総合的、効果的実施等が見込まれる一体的集落を単位とする地域とする。

(2) 関連する既存の他の事業（以下この別紙において「関連事業」という。）の実施地域において総合整備事業を計画する場合は、両事業の間の趣旨、計画の整合性等に留意した上で関連事業との連携及びこれら事業の円滑な実施に努めるものとする。

(3) 要領別表区分の欄1の事業種類の欄に掲げる事業のうち、事業規模等から他の都道府県営事業で単独に実施したほうが適切であると判断されるものについては、関連事業として計画し、総合整備事業との一体的効果発現に努めるものとする。

(4) 農用地再編パイロット事業等の国営土地改良事業を調査又は計画中の市町村にあっては、総合整備事業を効率的に組み合わせて実施するよう配慮するものとする。

(5) 総合整備事業で実施する農業生産基盤整備事業の計画及び設計に当たっては、極力地元関係者の創意工夫を反映させるとともに、地域の条件に適合した工法等を採用し事業の経済的施行に努めるものとする。

(6) 中山間地域の国土保全機能の維持及び良好な自然景観の保全に配慮した事業の弹力的な実施に努めるものとする。

(7) 農業生産基盤整備事業の団地構成及び施設配置は、地域の地形等の立地条件、国土保全機能等を勘案し弹力的に設定することができるものとする。た

だし、各事業種類別の実施範囲及び規模は、複数の受益者のまとまりのある受益地を対象として決定することとする。

- (8) 総合整備事業による施設の設置は、その管理者、維持管理方法及び費用の負担方法を明らかにし、関係者の同意を得た上で着手するものとする。
- (9) 総合整備事業と一体的な構想の下で整備する地方単独事業等による施設のうち、複数市町村が連携して活用する施設については、単独市町村の施設とせず、県営の施設として実施できるよう努めることとする。
- (10) 事業実施主体は、事業計画の作成に当たって必要がある場合には、総合整備事業により整備される施設の予定管理者と協議調整を図るものとする。
- (11) 総合整備事業により整備される施設の維持管理が適正に行われると認められ、必要に応じて予定施設管理者の同意が得られていること。ただし、実施計画等策定事業にあっては、この限りではない。
- (12) 事業の規模が適正に計画されており、円滑な実施が見込まれること。
- (13) 事業の実施について、地元関係者等の意欲が高いこと。
- (14) 地域の実情に即し、等高線区画のほ場整備等を効果的に実施するものであること。

第4 事業の実施

- 1 第2の1の(3)により点検診断を実施した場合には、点検診断結果、これに基づく検討内容等をまとめた農道保全対策計画を作成するものとする。
- 2 要領第6の1の(1)のイの「別に定める要件を満たす地域」とは、事業完了後、次に掲げる報告を行うことが予定されている地域とする。
 - (1) 事業完了後の経過報告
事業実施主体は、完了年度の翌年度及び完了年度の5年後の年度に、「事業計画」を踏まえ、計画地目に対する現況を調査し、翌年度の6月末日までに生産区域現況地目調査報告書（別記様式第13号）により、県営事業においては地方農政局長等に、市町村営事業においては都道府県知事を経由して地方農政局長等に現況を報告すること。
 - (2) 改善計画の策定
(1)の結果、都道府県知事が第3の1の(6)のア及びイの要件に該当していないと判断される場合には、事業実施主体は、改善計画を策定し、関係機関との連携により改善を図ること。
- 3 要綱第9の2の「農村振興局長が別に定める事業」とは、要領別表区分の欄1の事業種類の欄(1)から(8)の事業とする。

第5 計画の変更

要領第9の1(3)のその他主要工事の著しい変更は、次のとおりとする。

- 1 要領別表の区分の欄1の(1)の事業にあっては、総延長の20%以上の増減
- 2 要領別表の区分の欄1の(2)の事業にあっては、総延長の20%以上の増減
- 3 要領別表の区分の欄1の(3)の事業にあっては、総面積の20%以上の増減
- 4 要領別表の区分の欄1の(4)の事業にあっては、造成面積の20%以上の増減
- 5 要領別表の区分の欄1の(5)の事業にあっては、施設種類の新設又は廃止
- 6 要領別表の区分の欄1の(6)の事業にあっては、総面積の20%以上の増減
- 7 要領別表の区分の欄1の(7)の事業にあっては、総面積の20%以上の増減

- 8 要領別表の区分の欄1の(8)の事業にあっては、施設種類の新設又は廃止
- 9 要領別表の区分の欄1の(9)の事業のうち、用地整備事業にあっては、総面積の20%以上の増減（ただし、1,000m²に満たない増減は含まない。）、市民農園等整備事業、生態系保全施設整備事業にあっては、施設種類の新設又は廃止、遊水池整備事業にあっては、対象施設の増減
- 10 要領別表の区分の欄2の(1)の事業にあっては、総延長の20%以上の増減（ただし、1,000mに満たない増減は含まない。）
- 11 要領別表の区分の欄2の(2)の事業にあっては、用水系統の増減又は計画日最大給水量の20%以上の増減
- 12 要領別表の区分の欄2の(3)の事業のうち、集落内の排水施設の整備にあっては、総延長の20%以上の増減（ただし、1,000mに満たない増減は含まない。）、農業集落防災安全施設整備事業にあっては、施設種類の新設又は廃止
- 13 要領別表の区分の欄2の(4)の事業にあっては、総面積の20%以上の増減（ただし、1,000m²に満たない増減は含まない。）
- 14 要領別表の区分の欄2の(5)の事業にあっては、延べ床面積の20%以上の増減（ただし、200m²に満たない増減は含まない。）、施設種類の新設又は廃止
- 15 要領別表の区分の欄2の(6)の事業にあっては、受益戸数の20%以上の増減（受益戸数がない場合は、施設種類の新設又は廃止）
- 16 要領別表の区分の欄2の(7)の事業にあっては、対象施設の増減
- 17 要領別表の区分の欄2の(8)の事業にあっては、施設種類の新設又は廃止
- 18 要領別表の区分の欄2の(9)の事業にあっては、総面積の20%以上の増減（ただし、5haに満たない増減は含まない。）

第6 指導推進

- 1 要領第11の2の「その他所要の措置」とは、事業計画の対象地域において、総合整備事業を補完して活性化を促進するための各種事業の優先実施等の措置を含むものとする。
- 2 都道府県及び市町村は、事業計画の作成、事業の実施及び造成施設の維持管理に当たってその円滑な実施を図るため、事業の啓蒙、普及、指導、助言及び技術的援助を行う組織活動を推進するものとする。

第7 実施基準

別表区分の欄2の事業種類の欄(5)及び(7)の事業については、その実施基準は次のとおりとする。

- (1) 自力若しくは他の助成によって工事を実施中の施設等又は既に完了した施設等を本事業に切り替えて交付対象とすることはできないものとする。ただし、要領第14「経過措置」を適用する場合はこの限りではない。
- (2) 既存施設又は資材の有効利用等の観点及び事業費の低減等の観点からみて、当該地域又は事業実施の実情に即し必要があると認められる場合は、新品又は新材料の利用による事業のほか、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古材の利用による事業を対象とすることができるものとする。また、郷土遺産に類する建物を保存又は活用する場合であって、事業実施主体が特に必要であると認める場合にあっては、当該施設に係る移転、移築、補修等の事業を対象とすることができるものとする。

この場合においては、それぞれの事業による対象は次のとおりとする。

- ア 増築、改築又は併設の事業において、既存施設の取り壊し及び撤去に係る経費は対象としない。
- イ 合体の事業については、地域の自然的、社会的又は経済的諸条件から合体の事業による必要が認められ、かつ、合体の事業によってもそれぞれの事業目的の達成が見込まれる場合に限って、対象とすることができるものとする。
- ウ 古品又は古材の利用については、次によるものとする。
 - (ア) 古品又は古材を利用する場合は、古品又は古材を利用することにより新品の購入及び新築の場合より事業費が低減される場合に限るものとする。
 - (イ) 使用する古品又は古材の材質、規格、型式等は、新品又は新資材と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のないものであり、かつ、新品又は新資材と同程度の耐用を有するものでなければならないものとする。
 - (ウ) 古品又は古材の購入価格は、適正に評価され、かつ、新品又は新資材の価格を下回るものとする。なお、事業実施主体が無償で入手した古品又は古材は、助成の対象としないものとする。
 - (エ) 古品を使用する施設について対象とする経費は、古品購入費、附帯施設等の工事費及び工事雑費とし、古品の補修費は対象としないものとする。
- (3) 既存施設のうち、災害時に避難場所として活用される等、災害により人命に多大な影響を及ぼすおそれのある施設であって、事前に施設の機能診断及び耐震診断を行った結果、その整備、補強又は機能強化が必要であると認められたものについての事業は、対象とすることができるものとする。この場合において、それぞれの事業による対象については、(2)のアからウまでの規定を準用する。
- (4) 対象とする施設等は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表等による耐用年数が5年以上のものとする。
- (5) 整備する施設に浴室が含まれる場合の取扱いは、次のとおりとする。
 - ア 浴室は当該施設における利用者数に応じた適正な規模であるものとする。
 - イ 温泉水の活用は認めない。
- (6) 大型遊具、ゴルフ施設、これらと類似の施設等は、交流促進が図られる場合にあっても対象としないものとする。
- (7) 施設の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれるものとする。
- (8) 個人施設、目的外使用のおそれがあるもの及び事業効果の少ないものは、対象としないものとする。
- (9) 施設の整備予定場所は、施設の設置目的から勘案して適正と認められなければならない。
- (10) 施設の整備に係る用地の規模は著しく過大となってはならない。
- (11) 施設の整備に係る用地が確保される見通しがない等事業着手までに相当の期間を有すると認められる事由が発生しているものは、対象としないものとする。

- (12) 事業実施主体等において、維持管理計画が策定されており、かつ、当該維持管理計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (13) 事業実施主体等が施設等の管理及び運営を行うに当たり、適正に収支計画を策定し、収支の均衡が取れていると認められなければならない。また、施設の運営により得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設のうち、事業費で5,000万円以上のものについては、経営診断を受けるものとする。
- (14) 事業実施主体において事業実施主体負担分の適正な資金調達と償還計画が策定されており、かつ、その計画が確実に実行されると見込まれなければならない。
- (15) 別表の事業メニュー欄に掲げる生産・販売・交流・農泊等施設の整備については、建築基準法（昭和25年法律第201号）その他の法令に基づく基準及び構造、設置場所、コスト等の制約を受けるものを除き、木造及び内装の木質化に積極的に取り組むこと。
- (16) 対象施設等の附帯施設としての温室管理施設、育苗箱、パレット、コンテナ（プラスチック製通い容器及び荷受調整用のものに限る。）、運搬台車のうち低額なもの、フォークリフト（回転アーム、プッシュプル又はハイマスト付きフォークリフトは除く。）、チェーンソー（研修のためのものを除く。）、汎用性のある備品等は対象としない。
- (17) 別表に掲げる事業メニューの施設整備のうち、宿泊施設の整備については、原則として対象外とする。
ただし、次のア又はイ、ウ及びエに掲げる要件を満たす施設であって、体験交流機能に加え必要最小限の宿泊機能を備えた施設の整備を行う場合にあっては、この限りではない。
ア 子どもの農山漁村交流活動において、学校・学級単位等の体験に対応する施設であること。
イ 都市と農山漁村との交流の推進に真に必要な施設であって、農山漁村体験や農林漁業体験と一体不可分の利用形態を備えているものであること。
ウ 1部屋当たりの宿泊形態が、家族、学級、学年若しくは学校単位等、集団で宿泊するための施設であること。
エ 1計画の宿泊室数が原則として10室以内であること。ただし、既存施設を活用する場合についてはこの限りではない。
- (18) 施設の延べ床面積の合計が1,500m²を超える施設の整備については、対象としないものとする。ただし、既存施設を活用する場合については、延べ床面積1,500m²分までを対象とし、これを超える部分については対象外とする。
- (19) 施設の上限事業費は延べ床面積1m²当たり29万円以内とし、これを超える部分については補助の対象外とする。ただし、別表に掲げる事業メニューのうち主に機械の整備にかかるもの（生産・販売・交流・農泊等施設整備事業のうち農産物処理加工施設、農産物集出荷貯蔵施設、新規就農者等技術習得管理施設（研修用の機械施設等）、地域販売力強化施設（生産・加工施設等）、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備のうち低コスト耐候性ハウスについては、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱別記1のⅡのⅡ-1の第2の4の(2)事業の交付対象上限事業費の基準に準ずるものとする。

- (20) 対象事業の受益者数は、一の箇所又は一の施設の個々の施設等について、それぞれ農業者が3名以上となるものとする。

第8 固定価格買取制度との調整等

- 1 要領別表区分の欄2の事業種類の欄(8)により農村資源利活用推進施設を整備し、都道府県、市町村、地域協議会等が再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度により売電を行う場合には、「農業農村整備事業等により整備された小水力等発電施設整備に関する補助事業等と固定価格買取制度との調整について」（平成26年4月1日付け25農振第2313号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、売電収入の一部を国に納付することとする。
- 2 農村資源利活用推進施設の管理者は、当該施設による売電により得た収入（1の調整を除いた額）が、必要電力の買電に係る費用、発電施設の運営経費及び電力供給対象施設の維持管理費の合計額を上回る場合においては、その差額に国の交付率を乗じた額を国庫に納付するものとする。
- 3 2のうち小水力発電施設の管理者は、「国の補助に係る農業農村整備事業により整備された小水力発電施設の取扱いについて」（平成31年2月27日付け30農振第3035号農林水産省農村振興局長通知）に定めるところにより、国庫納付を行うものとする。